

一時保護委託者の登録等に関する要綱

（目的）

第1条 一時保護委託者の登録等は、一時保護委託施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを目指すため、その登録等に関して必要な手続等を行うものとし、その登録及び手続等に関しては、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）及び関係法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（対象）

第2条 法第34条の22第1項の規定に基づき、一時保護委託の登録を受けることを希望する者（以下「申請者」という。）及び法第34条の22第2項の規定に基づき、登録を受けた者（以下「登録一時保護委託者」という。）を対象とする。

（申請手続）

第3条 法第34条の22第1項に規定された申請書については、様式第1号のとおりとする。

2 申請者は、様式第1号に、法第34条の22第1項に規定された書類を添えて、知事に提出しなければならない。なお、提出期限については、別に定める。

（登録）

第4条 知事は、第3条の規定による申請があったときは、審査を行い、登録の可否を判断し、適当と認めるときは、申請者を登録一時保護委託者として、法第34条の22第2項に基づき登録し、これを申請者に通知する。

（変更届）

第5条 法第34条の23に基づく変更の届け出については、様式第2号により行うものとする。

2 登録一時保護委託者は、登録事項に変更が生じるときは、変更予定日の2週間前までに、様式第2号を知事に提出しなければならない。

（登録の消除）

第6条 規則第36条の51の規定に基づく登録一時保護委託者からの登録の消除の申出については、様式第3号により行うものとする。

（その他）

第7条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月19日から施行し、令和8年4月1日から適用する。